

厚岸町規則第36号

厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成13年厚岸町規則第18号）の一部を次のように改正する。

第8条の4第10項に後段として次のように加える。

この場合において、当該職員の時間外勤務が第1項第2号ア又はウに規定する時間を超えるときには、その特例業務の範囲をより慎重に判断するものとする。

第8条の4第13項中「検証」の次に「(次項において「整理分析等」という。)」を加え、同条第14項中「任命権者は、」の次に「整理分析等を行った場合にはその結果も踏まえ、」を加える。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。